

東二審査資料において非公開として取り扱う情報のうち  
「守秘義務が課されている情報」及び「公知のもの」の考え方について

## 1. はじめに

審査資料で非公開情報として取り扱う情報として、「商業機密情報」、「核物質防護情報」、「保障措置情報」、「その他のセキュリティに係る情報」、「個人に関する情報」、「社外からの入手情報、社外と関連のある情報」が該当する。このため、これらの情報については資料上で枠囲いを付け、区別することとしている旨をご説明した(当社審査事務局資料「審査資料において非公開として取り扱う情報の範囲について」(平成 29 年 11 月 20 日))。

これらの非公開情報として取り扱う情報のうち、「社外からの入手情報、社外と関連のある情報」については、公知のもの、相手先の同意を得られたものを除き、社外から入手した守秘義務が課されている情報、その他公開の可否が当社の管理下でない情報として位置付けていることから、「守秘義務が課されている情報」及び「公知のもの」の考え方について以下のとおり整理した。

## 2. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)に基づく「守秘義務が課されている情報」の考え方について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)第五条では、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」とされている。

特定の個人を識別できる情報(個人情報)

法人の正当な利益を害する情報(法人情報)

国の安全、諸外国との信頼関係等を害する情報(国家安全情報)

公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報(公共安全情報)

審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報(審議検討等情報)

行政機関又は独立行政法人等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報(事務事業情報)

上記 ~ のうち、審査資料「東海第二発電所 津波による損傷の防止」においては、に該当するケースとして、その情報が公開されることにより、当該法人のイメージを損なうもの及び に該当するケースとして、その情報が公開されることにより、テロ行為等が発生した場合に公共の安全に支障を及ぼすもの等を対象として、非公開情報として取

り扱うこととしている。

### 3. 「公知のもの」の考え方について

「社外からの入手情報，社外と関連のある情報」のうち，「公知のもの」としては，容易に確認されうる公然と知られた情報が該当し，「2. 情報公開法に基づく「守秘義務が課されている情報」の考え方について」にて示した審査資料上非公開情報として取り扱うもの以外に含まれると考える。このため，「公知のもの」については非公開情報として取り扱わないこととする。

以 上